

# 啓発・周知ポスターの紹介

東京都・警視庁・厚生労働省が啓発しているポスターを紹介します。  
商店街事務所や各店舗で適宜掲示をお願いします。  
各QRコードからアクセスのうえダウンロードしてお使いください。

## 東京都最低賃金のお知らせ

# 1,163円

時間額

令和6年10月1日から

50円UP

～東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます～

1,163円  
だワン



さいちん犬

### 業務改善助成金

事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上のための設備投資などを行う場合は、業務改善助成金をご活用ください。

詳しくは、  
業務改善助成金コールセンター ☎ 0120-366-440  
東京働き方改革推進支援センター ☎ 0120-232-865

○最低賃金に関するお問い合わせは  
東京労働局賃金課最低賃金係 (☎03-3512-1614)  
または 最寄りの労働基準監督署へ



## 東京都の最低賃金周知

10月1日から「東京都最低賃金」が1,163円になりました。  
対象は、都内事業場で働くすべての労働者(常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等)とその使用者で、性別や国籍および年齢の区別もありません。  
最低賃金額以上の賃金を支払わない場合には、最低賃金法により罰金が科せられます。



そのクレーム、やりすぎていませんか？



暴力、暴言、土下座の強要…

## STOP! カスタマーハラスメント

～みなさまに気持ちよく過ごしていただくために～

### カスタマーハラスメントとは？

カスタマーハラスメントとは、例えば、  
・過大な要求や不当な言いがかりなど、**主張内容**等に問題があるもの  
・主張する内容には正当性があるが、**暴力や暴言など、主張方法**に問題があるものが考えられます。  
暴力行為を始め、中には犯罪行為に当たる可能性のあるものも含まれます。

### 意見を伝える際のポイント

意見がきちんと相手に伝わるように、従業員に意見を伝える際には、以下の点を意識してみてください。

- ①ひと呼吸、置きましょう!
- ②言いたいこと、要求したいことを明確に、そして理由を丁寧に伝えましょう!
- ③従業員の説明も聞きましょう!



## カスハラ防止啓発

「カスタマーハラスメント」とは、顧客からの理不尽な要求、不当な言いがかり、身体的・精神的攻撃、性的・差別的な言動等を定義しています。

厚生労働省では2022年に「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を公表。企業や事業主は、顧客の著しい迷惑行為から従業員を守る対応が求められると指摘したうえで、対策の必要性の理解を進め、自主的な取り組みを行うよう呼びかけています。



## 万引き防止啓発

社会全体で万引きを撲滅するという機運を高めるため、警視庁では、「万引きをしないさせない見逃さない」をスローガンに「社会・地域の絆づくり」と「規範意識の向上」に向けた対策を継続的に推進しています。



# 万引き

は必ず見られています

「万引き」は、刑法第235条の窃盗に該当し

10年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金

万引きをしない させない 見逃さない

